**預金又は貯金への振込みによる支払い**

賃金の口座振込を開始するには、以下の措置をとることが必要とされています。

(平10.9.10　基発第530号、平13.2.2　基発第54号)

1 口座振込み等は、書面による個々の労働者の申し出又は同意により開始し、その書面には以下の事項を記載すること。

① 口座振込み等を希望する賃金の範囲及びその金額

② 労働者の指定する金融機関等の店舗名ならびに預貯金等の種類及び口座番号

③ 口座振込み等の開始希望時期

2 口座振込み等を行う事業場の労働者の過半数で組織する労働組合(労働組合がない場合は労働者の過半数の代表者)と、以下の事項を記載した書面による協定を締結すること。

① 口座振込み等の対象となる労働者の範囲

② 口座振込等の対象となる賃金の範囲及びその金額

③ 取り扱い金融機関及び取扱い証券会社の範囲

④ 口座振込等の実施開始時期

3 使用者は、口座振込み等の対象となっている個々の労働者に対し、所定の賃金支払日に、次に掲げる金額等を記載した賃金の支払いに関する計算書(明細書等)を交付すること。

① 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額

② 源泉徴収税、労働者が負担すべき社会保険料額等賃金から控除した金額がある場合には、その事項ごとにその金額

③ 口座振込み等を行った金額

4 口座振込み等がなされた賃金は、所定の賃金支払日の午前１０時ごろまでに払い出し又は払い戻しが可能となっていること。

5 取扱い金融機関及び取扱い証券会社は、金融機関又は証券会社の所在状況等からして1行・1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること。

6 使用者は、証券総合口座への賃金払込みを行おうとする場合には、当該証券総合口座への賃金払込みを求める労働者又は証券総合口座を取扱う証券会社から投資信託約款及び投資約款の写しを得て、当該証券会社の口座が「MRF」(マネー・リザーブ・ファンド)により運用される証券総合口座であることを確認のうえ払込み等を行うものであること。また、使用者が労働者等から得た当該投資信託約款及び投資約款の写しについては、当該払込みを継続する期間中保管すること。

参考

上記①の「同意」については、労働者の意思に基づくものである限り、その形式は問わないものであり、②の「指定」とは、労働者の賃金の振込み対象として銀行その他の金融機関に対する当該労働者本人名義の預貯金口座を指定するとの意味であって、この指定が行われれば①の「同意」が特段の事情のない限り得られているものであること。

また、「振込み」とは、振込まれた賃金の全額が所定の賃金支払日に払い出し得るように行われることを要する。

注意

・振込み手数料について

原則として、振込み手数料を賃金から控除することは、賃金全額払いの原則および民法の諸経費債務者負担に反し違法となりますので注意が必要です。

ただし、現金支給制度を実施している企業等において、労働者本人からの依頼により口座振り込みにする場合、その振込手数料の負担について本人の同意がある場合には、賃金から控除しても違法とはならないという見解もあるようですが、根拠は未確認です。

・賃金支払日当日の振込、別人や架空の名義への振り込みは違法となります。